

令和7年度

保育園のしおり



こども未来室

は じ め に

保育園は家庭で子どもの保育にあたる方が働いていたり病気があったり、また出産等の理由で保育に欠ける状態にある子どもたちをお預かりして保育するところです。

そこで子どもたちが集団生活をとおして遊びや生活、仲間との結びつきの中から子ども自身の力でいろいろな事を経験し、成長していくことをめざしています。また「人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てる」を目標にして、子どもたちが元気で楽しく生活できるよう、家庭と手をつなぎ、協力しあって子どもを育てていきましょう。

児 童 憲 章

児童は人として尊ばれる

児童は社会の一員として重んぜられる

児童はよい環境の中で育てられる



保育目標について

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて大切な時期に、その生活の大半を過ごす場です。一人一人の子どもの人権を守り、個性や特性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって大変重要です。

このことから、「人権を大切に作る心を育てる」「生きる力を育てる」保育をさらに推進するために、次の目標を大きな柱として保育を行っていきます。

☆子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境のもと、現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標とします。

☆一人一人の子どもの特性や発達の課題に十分留意し、遊びや生活を通して基本的な生活習慣、自然への興味、社会性や言葉への興味や関心を育て、豊かな感性、表現力、創造性の芽生えを養うことを目標とします。

☆人とのかかわりの中で、愛情と信頼感、人権を大切に作る心を育て、すべての子どもが将来にわたって、思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合える人間として、また異なった文化を持った人たちと共生できる人間として自立できる力を培うことを目標とします。

☆さまざまな体験や伝統的文化・行事を教育的配慮を持って計画し、豊かな感性や表現力、想像力を養うことを目標とします。

☆食を保育に位置づけ、子どもたちの発見や意欲を大切に、それぞれの時期にふさわしい体験を積み重ねていくことで、「食を営む力」の基礎を培うことを目標とします。

特別支援児保育について

和泉市の保育園では、和泉市特別支援児保育実施要綱に基づき、集団の中で個別の配慮や支援を必要とする児童に、職員が必要に応じて支援をおこないます（特別支援児保育）。

子どもたちが、遊びや生活を通して一人一人の違いや個性を尊重し、お互いに認め合い、仲間と共に成長していくことをめざしています。

個人情報について

保育園への提出書類に記載していただく個人情報は子どもを保育していく上で必要な事項であり、目的以外には使用いたしません。

保育時間について

保育の基本時間

平日……………午前9時から午後5時まで

☆標準時間認定の方は勤務の都合等で基本時間を超えて保育の必要な場合は、延長保育申請書の提出をお願いします。

☆登園、降園時間は届け出た時間を守ってください。特にお迎えの時間が変わるときは、その都度保育園へ連絡してください。

☆お子さまの体調などにより、早くお迎えに来ていただくことがあります。

☆土曜日については、仕事がお休みの場合は、ご家庭で過ごしていただきますようお願いいたします。

登降園について

☆登降園に際しては、ご家庭が責任をもって送迎してください。

〔決められた方以外のお迎えは必ず事前に連絡してください。〕
 〔なお、原則として「小学生」による送迎は認められません。〕

☆欠席あるいは登園が特におそくなる場合には当日の午前9時30分までに連絡してください。

☆送迎に際しては、職員に声をかけるようにしてください。

☆不審者侵入防止のひとつとして、送迎カードを保護者の方に配布しますので、送迎時に使用してください。

服装及び持ち物

0・1・2歳児…服装(自由で活動しやすい服)

3・4・5歳児…制服(個人購入) 原則制服着用

品 目		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
カラー帽子(UVガード付)		○	○	○	○	○	○	1,000円
通園カバン					○	○	○	2,880円
制 服	(冬) 紺色長袖制服				○	○	○	3,450円
	(夏) 白色半袖制服				○	○	○	1,850円
	半ズボン				○	○	○	2,050円
	スモック				○	○	○	2,420円

○持ち物・服などには、必ず名前をご記入ください。

○次の衣類等については、保育園で着用しないようお願いします。

1. フード付きや首元にヒモのついた衣類
2. ビーズやスパンコール等の装飾がついたもの
3. 通園かばんのキーホルダー等

ヒモが遊具等の隙間や枠に引っかかり、首がしまったり、踏んで転倒したりするおそれがある。また、装飾品は集団生活において、誤飲等の可能性があるため、大きな事故につながる危険性が高い。

休園日について

日曜日、国民の祝日、年末年始、その他特に必要とする日。



台風や災害などによる保育について

大雨警報・暴風警報又は特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）の発令時の保育について

- ☆大雨警報・暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、ご家庭で過ごしていただきますようお願いします。
- ☆大雨警報・暴風警報又は特別警報が解除になり、施設等の安全が確認できた時点で保育を再開します。
- ☆保育中に大雨警報・暴風警報又は特別警報が発令された場合は、子どもの安全を最優先に考え、お迎えに来ていただきます。電車の運休等によりお迎えが難しくなることが予想される場合は、登園前に家庭保育のご検討をお願いいたします。
- ☆「洪水警報」その他の災害については、原則として休園しませんが、各園により状況が異なることがありますので、園の指示にご協力をお願いします。

震度5弱以上の地震が発生した場合の保育について

- ☆在園中に発生した場合について
震度5弱以上の地震が発生した場合、ご自身の身の安全を確保の上、お子様のお迎えをお願いします。保護者によるお迎えが難しい場合は、緊急時園児引渡しカードに記載されている方への引渡しも可能です。
- ☆早朝など登園前に発生した場合について
午前0時以降に、和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、ご家庭で過ごしていただきますようお願いします。ただし、午前0時より前であっても、震度7クラスの大地震が発生した場合は、被害状況等により保育が実施できない場合もあります。
また、震度4以下であっても、安全確保が困難である場合、ご家庭の判断で自宅待機をお願いします。

子どもの安全を最優先に考えた上で、被災状況及び施設や周辺の通園経路等の安全が確認できた時点で保育を再開します。園により保育再開が異なることも想定されますのでご理解ください。

☆保育再開に伴う昼食の提供について

午前10時までに保育再開……………給食実施

午前10時以降12時までに保育再開……………弁当持参または食事を済ませて登園

午後0時(12時)以降保育再開……………食事を済ませてきてください。

台風接近が予想される場合や被災状況により通常通りの昼食の提供ができないこともありますのでご理解ください。

緊急時園児引渡しカードについて

- ☆地震や津波・洪水等緊急を要する大災害が起きた場合、保護者以外の方が自主的にお迎えにきていただくなどの場合は、子どもの安全を最優先するため、「緊急時園児引渡しカード」の提出をお願いします。ご家族で緊急時に子どもの安全を確保するための大切なカードとなっておりますので、ご家族での十分な確認をお願いします。また、提供していただいた内容が変更になった場合は速やかにお知らせください。

◎保育園からの情報については、メール等で連絡させていただきますので、和泉市メールマガジンへの登録にご協力ください。通信困難な場合も予想されますが、まずは安全確保を最優先に判断をお願いします。

公立保育園の0～2歳児クラスに在籍する

児童の保育料の減額等について

同一世帯で下記の施設又はサービスを利用している就学前児童が2人以上いる場合、年齢が高い児童から順に2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は全額免除になります。

ただし、市で1～3号認定を受けていない児童及び企業主導型保育事業を利用している児童については在園を確認するため、別途手続きが必要です。

こども未来室までお申し出ください。

また、退園等で利用がなくなった場合も、こども未来室へお申し出ください。

また、同一世帯で、当該年度において18歳に達する児童を含む児童が4人以上いる場合、保育所に入所している第4子以降の児童の保育料は全額免除となります。その他保育料の減免については、市のホームページや保育料表等をご確認ください。

<対象施設サービス>

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援。

＊ 認可外保育施設や一時預かり事業での利用をする場合は上記の対象外となります。

徴収金について

☆保 育 料……………0.1.2歳児のみ、保護者の市町村民税課税額の合計により決定します。

☆給 食 費……………3.4.5歳児のみ実費、月額5,400円
(主食費・月額900円 副食費・月額4,500円)
当該月に前半(1日～15日)もしくは、後半(16日～月末)
引き続き欠席の場合半額

＊ 口座振替について

保育料と給食費は口座振替となります。

金融機関での口座振替日は、毎月末日(ただし12月は25日)で末日が土、日、祝日のときは、翌営業日になります。その他の諸費等は保育園で現金徴収致します。

☆延長保育利用料…延長保育を利用される場合は、有料となります。
利用料は、保育園で現金徴収します。

☆写 真 代……………1か月 80円(1年間 960円)入園時に徴収
アルバム代……………638円 入園時に徴収

☆災害共済負担金…1年間 240円 入園時に徴収

☆保育用品代……………実 費

年 間 行 事 予 定

月	保 護 者 参 加 行 事	行 事
4 月	入園式（新入園児のみ）	
5 月	家庭訪問（希望者）	健康診断（内科・歯科） 尿検査 視力測定（3～5歳児）
6 月	保育参観ならびに懇談会、または、 半日保育参加	聴力測定（3～5歳児）
9 月 }	運動会	健康診断（内科）
10 月		遠 足 社会見学（5歳児のみ） 視力測定（2～5歳児） 聴力測定（2～5歳児）
11 月 }	生活発表会	
2 月	保育参観ならびに懇談会、または、 半日保育参加	クリスマス会
3 月	卒園式（5歳児のみ）	おわかれ会
毎 月		身体計測 誕生会 災害避難訓練（火災・地震等） 不審者対処避難訓練
その他		交通安全教室・自衛消防訓練 園外保育

☆ 予定ですので変更する場合があります。

☆ 遠足等でお弁当の用意をお願いすることがあります。ご協力よろしくお願いします。

安全対策について

☆園児が安全に、安心して過ごせるような環境をつくるため、門扉等の高さを改善、オートロック施錠、防犯カメラ、カメラ付インターホン、大阪府警へ直結の非常通報装置、サスマタ等を設置しています。

☆毎月、災害（火災・地震等）と不審者侵入対処の避難訓練を実施しています。

☆毎月、遊具の安全点検等を実施しています。

お願いしたいこと

☆朝食を食べることにより、身体は元気に活動を始めます。睡眠時間を十分にとり朝食をすませて登園してください。

☆毎日カバンの中を点検してください。

☆保育園のことや子育てに関することで、わからなかったり、悩んだりした時は、いつでもご相談ください。

食事について

乳幼児の食事は、成長発達のための栄養補給はもとより、豊かな心を育てる上でも重要な意義を持っています。保育園での食事は、「望ましい食事習慣の基礎をつくること」「みんなでおいしく楽しく食べること」を目標に、安全、安心な食材を使用し、地場産のものをとり入れ、栄養バランスのとれた手作りの食事内容を基本に実施しています。



☆おたよりについて

献立表とたべものだよりは、月1回配信しますので、ご確認ください。
(たべものだよりには、季節に合わせたおすすめレシピや情報を掲載しています。)

☆食育活動について

保育園内で収穫した食材を使用したクッキングや献立に使用する食材を手にとりて見る等、食に興味や関心を持てるような取組みを行っています。

☆食物アレルギー等について

医師の指示に基づき、ご家庭との連携のもとに、集団給食の範囲内で、除去食・代替食を実施しています。

調理については、他児と同一の調理室、同一の調理器具で行います。

対応が難しい場合は、お弁当持参をお願いすることがありますので、ご了承ください。

健康について

保育園では友だちと遊びながら丈夫なからだづくりをしています。

しかし、乳幼児は病気に対する抵抗力が弱く、特に、集団生活の場は感染する機会が多くなります。

日ごろのお子さまの健康状態には十分気をつけましょう。

☆朝、いつもと様子が違う・顔色がよくない・熱があるとき等は登園を見合わせましょう。

☆園で身体の状態が悪くなった場合は、保護者の方に連絡しますので、お迎えをお願いします。

☆感染症にかかったら、医師の指示に従ってお休みしてください。

感染症のため、医師より出席停止の指示を受けた場合は、登園する際に「学校感染症に係わる登園に関する意見書」が必要です。意見書は、保育園にあります。また、和泉市のホームページよりダウンロードできます。診断された医師に記入してもらい、登園の際に、保育園に提出してください。

詳しくは、10、11 頁の表を参考にしてください。

(意見書とは、あくまでも伝染のおそれが極めて少なくなったために登園可能と医師が判断したもので、お子さまの全身状態から、集団保育が困難であると保育園が判断した場合は、自宅療養をお願いすることがあります。)

☆身体計測や各種健康診断・検査の結果は発育カードでお知らせします。

☆薬について

原則として、薬のお預かりはお断りしております。医師の診断を受けるときは、お子さまの保育時間と、保育園では原則として薬の使用が出来ないことをお伝えください。

1 日 3 回の薬の使用が必要な場合は、登園前・帰宅時・就寝前の使用でもよいか、医師にご相談ください。

医師の指示にて園での服用が必要とされる場合は、保育園所定の用紙に記入の上、申し出てください。

保育園での薬の管理に限界のあることをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

☆園でのけがについて

園児の安全には、全職員が細心の注意をはらい保育にあたっていますが、いつ、どこで、思いがけない事故やけがが起こるかわかりません。

けがをして医師の手当てを必要とするときは、保護者の方に連絡いたしますので、原則として医療機関に同行をお願いします。引き続き通院が必要なときはご家庭でお願いします。

＊ 費用については、8 頁の、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付」への加入についてをご覧ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの

「災害共済給付」への加入について

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施されており、災害共済給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給）に要する経費を、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。

学校又は保育所の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）について、その保護者に対し災害共済給付（負傷、疾病に対しては医療費、負傷、疾病により身体に障害が残った場合は障害見舞金、また、死亡した場合は死亡見舞金を支給すること）を行います。

医療費の支給範囲は、医療保険の医療給付の範囲を基準にしています。

災害共済給付は、「学校教育又は保育所における保育の円滑な実施に資すること」を目的としており、保育園では、園児全員の加入をお願いしておりますので、ご同意いただき、下記掛金をご負担くださいますようお願いいたします。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和6年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

1. 掛金（年額）

掛 金	3 6 5 円	負 担 割	市 負 担	1 2 5 円
			加入者負担	2 4 0 円

* 生活保護世帯においては、加入者負担金は公費で負担され、障害見舞金・死亡見舞金のみ給付対象となります。

2. 加入手続き

- (1) 在園中の園より5月1日現在で加入します。
- (2) 途中入園などによる児童は、その都度加入します。

3. 給付対象・給付額

災 害	災 害 の 範 囲		給 付 金 額
けがや病 気の場合	医療費総額が5,000円以上のものが対象となります。 (保険外及び薬剤一部負担金の保護者負担分は除く)		医療費 (1) 医療費分として病院の窓口支払分 (2) 療養雑費分として医療費総額の1/10 (3) (1)+(2)が支給されます。
障害が残 った場合	けがや疾病(センターの認めた病気)が治った後に残った身体の障害で、その程度により1級から14級に区分されます。		障害見舞金 4,000万円～88万円 (通園中は、2,000万円～44万円)
死亡した 場合	事故や疾病(センターの認めた病気)に直接起因する死亡		死亡見舞金3,000万円 (通園中は、1,500万円)
	突	運動などの行為と関連のない場合	死亡見舞金1,500万円 (通園中も同額)
	然 死	運動などの行為に起因する場合	死亡見舞金3,000万円 (通園中は1,500万円)

4. 給付対象となる保育園の管理下の範囲

保育園で保育中(遠足・園外活動などを含む)、通園中のすべてを含みます。

＊ 但し、通園中は通常経路によるもの

5. その他

(1)給付手続きは在園中の園で取扱いします。帰宅されたあと医療機関へかかれた場合は、保育園まで申し出てください。

(2)給付金は申請手続きのあと約3～4か月後、園よりお渡しします。

同一災害の傷病については、医師の指示により受療している場合は、10年間医療費が給付されます。

(3)給付申請の期限は、その給付事由が発生した日から2年以内となっています。

(4)公費診療(こども医療、ひとり親家庭医療等)ではなく一般保険診療での受診にご協力をお願いします。

感 染 症 に つ い て

感染症に罹って、医師から出席停止の指示をうけた場合は、登園する際、「学校感染症に係る登園に関する意見書」が必要です。

1. 「学校感染症に係る登園に関する意見書」に記載されている感染症

病 名	登 園 の め や す	主 な 症 状	潜伏期間
麻疹 (はしか)	熱が下がった後、3日を経過している	発熱、咳、鼻水、目の充血、目やに、発疹	8～12日
風 疹	発疹が消えている	発疹、発熱、リンパ節の腫れ、倦怠感、目の充血	16～18日
水 痘 (みずぼうそう)	全ての発疹が、かさぶたになっている	発疹が顔や頭部に出現し、やがて全身へと広がる	14～16日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過し、全身状態が良好になっている	発熱と唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)の腫れ、痛み	16～18日
百 日 咳	特有な咳が消失していること 又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了している	特有な咳(コンコンヒューヒュー)が長期に続く	7～10日
咽 頭 結 膜 熱 (プ ー ル 熱)	発熱、目の充血等の症状が消失した後2日を経過している	発熱、扁桃腺炎、結膜炎	2～14日
結 核	医師により感染のおそれがないと認められている	発熱(微熱)が続く、咳、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さ	3か月～数10年 (6か月以内に発病することが多い)
腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症	医師により感染のおそれがないと認められている	水様下痢便、腹痛、血便	主に10時間 ～6日
流行性角結膜炎	症状が消失している	目の充血、目やに、目に膜が張る	2～14日
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められている	強い目の痛み、目の結膜(白眼の部分)の充血、結膜下出血、目やに、角膜の混濁	1～3日
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (A群溶連菌感染症)	抗菌薬の内服後24～48時間が経過している	扁桃炎(発熱、のどの痛み、舌がいちご状に赤く腫れる、発疹が出る)	2～5日
感 染 性 胃 腸 炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスなど)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれている	嘔吐、下痢、脱水	12～48時間 (ノロ) 1～3日(ロタ)
アデノウイルス咽頭炎 (アデノウイルス感染症)	医師により感染のおそれがないと認められている	発熱、のどの痛み、目の充血	2～14日

2. 「学校感染症に係る登園に関する意見書」中の、その他の感染症の例

病 名	登 園 の め や す	主 な 症 状	潜伏期間
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ熱が下がった後、3日を経過している	突然の高熱、倦怠感、食欲不振、関節痛、筋肉痛等の全身症状、咽頭痛、鼻汁、咳等の気道症状	1～4日
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過している	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常	1～14日
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっている	咳、発熱、頭痛等のかぜ症状がゆっくり進行し、咳は徐々に激しくなる	2～3週間
手足口病	発熱や口腔内の発疹の影響がなく、普段の食事がとれている	口腔内や手足などに発疹、発熱、頭痛、嘔吐	3～6日
伝染性膿痂疹（とびひ）	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆っている	水疱（水ぶくれ）やびらん、痂皮（かさぶた）が、鼻周囲、手足等の全身にみられる	2～10日
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良い	かぜ症状と両ほほ、腕、足にレース状、網目状の赤い発疹が出る	4～14日
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の発疹の影響がなく、普段の食事がとれている	発熱、のどの痛み、のどに赤い発疹	3～6日
突発性発疹	熱が下がり、機嫌が良く全身状態が良い	3日間程度の発熱の後、解熱するとともに紅斑が出る	9～10日
RSウイルス感染症	咳やたんなどの、呼吸器症状が消失し、全身状態が良い	発熱、鼻水、咳、喘鳴（ゼーゼーと苦しそうな呼吸）	4～6日
ヒトメタニューモウイルス感染症	咳などが安定し、全身状態が良い	咳、喘鳴、（ゼーゼーと苦しそうな呼吸）	3～5日

3. 上記以外の疾患でも、意見書ををお願いする場合があります。

（参考）

- ・学校保健安全法施行規則 第十八条（感染症の種類）
- ・学校保健安全法施行規則 第十九条（出席停止期間の基準）
- ・学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
- ・感染症法
- ・保育所における感染症対策ガイドライン
- ・学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説
- ・学校において予防すべき感染症の解説



子育て等支援事業・相談窓口一覧表

名 称	内 容 説 明
病 児 保 育 事 業 * (利用料金必要)	保育所等に通所中の児童が病気やけがのため、集団保育が困難な期間一時的に児童をお預りします。 実施日時 月曜日～金曜日（祝日等休日除く） 午前8時30分～午後6時（診察開始8時） (問) なかじまクリニック小児科・循環器科 「病児保育室ポッぽ」 ☎ 51-0037
休 日 保 育 事 業 * (利用料金必要)	原則として、継続的に保護者が就労により休日に家庭での保育が困難な場合、和泉市にて支給認定を受けており、和泉市内の保育園及び認定こども園に在園中または、和泉市から他の市町村に保育委託している児童が利用できます。 利用時間 原則午前8時30分～午後4時30分 (必要に応じ午前7時30分～午後7時) ただし、午後6時30分～午後7時の利用は延長料金が必要です。 (問) 認定こども園新光明池幼稚園 ☎ 55-2199
一 時 預 かり 事 業 * (利用料金必要)	和泉市内在住で6カ月～就学前の児童（原則として保育所及び認定こども園に在籍していない児童）が対象で、保護者の就労、出産、看護等、やむを得ない事情により保育が困難な場合、一時的に児童をお預かりする事業です。 保育時間 ○公立園 月曜日～金曜日…午前9時～午後5時 土曜日…午前9時～正午 ○民間園 月曜日～土曜日…午前9時～午後5時 【ただし、事情により前後1時間の延長保育(有料)あり】 ☆日曜日、祝日以外にも利用できない日もありますので、各園で確かめてください。 利用できる保育所及び認定こども園・期間につきましては、市ホームページでご確認ください。 (問) こども未来室 幼保運営担当 ☎ 99-8137 (直通)
保 育 園 の 保 育 児 教 室	未就園児とその保護者を対象に遊びや行事に参加して子育ての交流をします。各保育園の日程につきましては、市ホームページでご覧いただけますので、ご確認ください。 (問) こども未来室 幼保育成担当 ☎ 99-8164 (直通)

* 利用料金については所得に応じて一定の自己負担金が生じます。

名 称	内 容 説 明
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー	在宅で子育てをする就園前の子どもをもつ家庭等に、つどいの場の提供、育児不安等についての相談、子育てサークル等への育成支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 (問) 子育て支援センターぶらんこ(芦部保育園内) ☎ 45-7010 (問) 地域子育て支援センターハッピーランド (認定こども園さいわいこども園内) ☎ 41-5333 (問) クレアール子育て支援センター (幼保連携型認定こども園クレアール保育園内) ☎ 55-8355 (問) ひかり GreenWell 子育て支援センター (認定こども園ひかり GreenWell 内) ☎ 56-2002 (問) 認定こども園横山きのみこども園子育て支援センターおひさま (認定こども園横山きのみこども園内) ☎ 90-2501
いずみ・エンゼルハウス (利用料金必要)	(問) いずみ・エンゼルハウス鶴山台 ☎ 41-1232 (問) いずみ・エンゼルハウス府中 ☎ 45-7101 (問) いずみ・エンゼルハウス和泉中央 ☎ 92-8322 (問) いずみ・エンゼルハウス青葉台 ☎ 90-6003
いずみファミリー・ サポート・センター 事 業 (利用料金必要) (指定の研修を受講 することが必要)	市内在住で0歳から小学生以下の子どもが対象で、育児の援助をしたい方(提供会員)と育児の援助を受けたい方(依頼会員)からなる相互援助活動を行う会員組織です。 保育施設の開始前や保育終了後、小学校の放課後等に子どもを預かったり、保育施設までの送迎をおこなったり、育児の一時的な援助活動を行います。 (問) いずみファミリー・サポート・センター(こどもNPOセンターいずみっ子内) ☎ 45-0659
いずみファミリー・ サポート・センター 訪問型病児・病後児 保 育 事 業 (利用料金必要) (指定の研修を受講 することが必要)	原則、市内在住で生後6か月から小学生以下の子どもが対象で、育児の援助をしたい方(提供会員)と育児の援助を受けたい方(依頼会員)からなる相互援助活動を行う会員組織です。 子どもが病気のため、集団保育等が困難な場合、育児の一時的な援助活動を行います。 (問) いずみファミリー・サポート・センター(こどもNPOセンターいずみっ子内) ☎ 45-0659
ふたば幼児教室 第2ふたば幼児教室	就園前の幼児が、乳幼児健診などで言葉や発達について気になることがある場合、保護者とともに通室し、遊びを通じて日常生活に必要な基本的能力の発達を援助します。 (問) ふたば幼児教室 ☎ 43-9111
ショートステイ事業 * (利用料金必要)	3か月以上18歳未満の子どもが対象で、保護者の疾病、出産、看護、事故等の理由により一時的に児童の養育が困難な場合、または母子が一時的に支援を必要とする場合や児童自身が一時的な利用を希望する場合、1日24時間、7日間を限度として児童養護施設等で預かります。 (問) 子育て支援室 ☎ 99-8136(直通)

名 称	内 容 説 明
トワイライト ステイ事業 * (利用料金必要)	18歳未満の子どもが対象で、ひとり親家庭などで勤務の関係で帰宅が遅くなり、生活指導や家事面などが困難な場合、午後6時以降、午後10時まで児童養護施設等で預かります。 (問) 子育て支援室 ☎ 99-8136 (直通)
こどもまんなかセンター こども家庭相談	子どもの養育やしつけ、気になる言動等、おもに就学以降の子育てに関する相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日 (祝日等休日除く) 午前9時～午後5時15分 (問) こどもまんなかセンター 子育て支援室 ☎ 99-8135 (直通)
こどもまんなかセンター 母子健康相談	妊娠、出産、乳幼児期の健康や発育・発達、子育て等に関する相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日 (祝日等休日除く) 午前9時～午後5時15分 (問) こどもまんなかセンター 保健センター ☎ 47-1551 保健福祉センター ☎ 57-6620
すこやか 教育相談	いじめや不登校等に悩む子どもや保護者等に対して子育て全般相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日 (祝日等休日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ◎保護者からの相談 (さわやかホットライン) (問) 大阪府教育センター ☎ 06-6607-7362
少年相談	少年の問題行動などに関する相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日 (祝日等休日除く) 午前9時～午後5時45分 来所相談 (予約必要) (問) 堺少年サポートセンター少年相談室 ☎ 072-274-2355
教育相談	児童・生徒の学校(園)生活や家庭生活等で発生する教育上の諸問題について教育相談員が相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日 (祝日等休日除く) 午前9時～午後5時 電話相談 (来所相談は予約必要) (問) 和泉市教育センター ☎ 58-7163
ひとり親自立支援 相談	ひとり親家庭の人や寡婦の人が子育てや家庭で悩んでいることについて相談に応じます。 相談日時 月曜日～金曜日 (祝日等休日除く、要予約) 午前9時～午後5時15分 来所相談 (電話相談もおこなっています) (問) 子育て支援室(母子・父子自立支援員) ☎ 99-8136 (直通)
こども医療費助成	健康保険に加入している18歳 (18歳に達する日以降の最初の3月31日) までの子どもの医療費を助成します。 (問) 子育て支援室(こども支援担当) ☎ 99-8136 (直通)
ひとり親家庭 医療費助成	健康保険に加入している18歳 (18歳に達する日以降の最初の3月31日) までの子と母または父、両親のいない子と養育者の医療費を助成します。 ◎所得制限があります。 (問) 子育て支援室(こども支援担当) ☎ 99-8136 (直通)

* 利用料金については所得に応じて一定の自己負担金が生じます。

和泉市健康づくり推進室事業

○乳幼児健診を受けましょう！！

保健（福祉）センターで実施している乳幼児健康診査では、医師をはじめ栄養士・歯科衛生士・保健師・発達育児相談員などがこどもの成長や発達を確認し、今後の健康や育児について一緒に考えていきます。また、子育てや健康情報の提供を通じて、子育てを応援していきます。保育園で健診をうけている場合でも受診しましょう。

○一人で悩まず、相談しましょう！！

保健（福祉）センターでは、妊娠・出産・子育てや健康づくりに関する相談に応じます。気軽にご相談ください。

名 称	内 容 説 明
乳 幼 児 健 康 診 査	【個別健康診査】 乳児一般健康診査（母子健康手帳交付時受診票配布）、乳児後期健康診査（4 か月児健康診査時受診票配布） 【集団健康診査】 4 か月児健康診査・1 歳 6 か月児健康診査・2 歳 6 か月児歯科健康診査・3 歳 6 か月児健康診査 集団健康診査の対象となる乳幼児には個別通知します。 指定の健診日に受診できない場合は変更しますので、ご連絡ください。また、集団健康診査を受けることができない場合には、保健師等が家庭訪問をさせていただくことがあります。
二 次 健 康 診 査	【のびのびクリニック・すくすくクリニック・ひまわり相談】 子どもの発育・発達に心配がある時や、乳幼児健康診査で経過観察が必要となった場合、乳幼児に対し、医師や発達相談員等による健康診査、相談を行っています。（予約制）
関わりにくさのある子どもをもつ保護者の交流会	子どもの発達特性により、関わりにくさや育てにくさを感じている保護者が集まって、同じ思いをもつ保護者と出会い情報交換などを行っています。

○予防接種を受けましょう！！

感染症等のまん延及び重症化予防のため、予防接種法に基づく予防接種を個別接種にて医療機関で実施しています。また定期予防接種に関する電話相談等を行っています。

○子育てアプリを活用しましょう！！

妊娠や出産、子育て、学校までの幅広い子育て情報を、必要なタイミングで簡単に入手でき、スマートフォンなどで利用できるアプリです。

和泉市が発信する子育て情報に加えて、子育て関連施設等が検索できる施設マップや子育てイベントの情報をカレンダー形式で確認できます。また、お子さんの健診や予防接種のスケジュール管理、お子さんの成長記録や育児日記など、子育て中のママさん、パパさんにうれしい機能が盛りだくさんです。

まずは、アプリをダウンロードしましょう↓↓



iPhone をご利用の方

Android をご利用の方



問合わせ先 和泉市健康づくり推進室

和泉市立保健センター 府中町四丁目11番23号 ☎ 47-1551

和泉市保健福祉センター いぶき野五丁目4番7号 ☎ 57-6620

大阪府和泉保健所 母子保健事業紹介

令和6年4月現在

名 称	内 容 説 明
小児慢性特定疾病 医療費助成制度	小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満）の児童等について医療費の自己負担分の一部が助成されます。
療育相談	慢性疾患や身体障がいのあるお子さんを対象に、医師・心理発達相談員・理学療法士・言語聴覚士・保健師が療育について個別相談を行っています。（予約制）
講演会・交流会	小児慢性特定疾病の講演会や、交流会を行っています。

お問い合わせ先 大阪府和泉保健所

ダイヤルイン 母子・難病・地域ケアチーム (0725) 41-1391

申請手続きに関すること(事務) (0725) 41-1389

和泉市保育園・認定こども園・小規模保育事業一覧表

施設名		所在地	電話
【保育園】			
公立	国府第一保育園	井ノ口町6-42	43-2626
	国府第二保育園	府中町五丁目6-33	44-7722
	和泉保育園	伯太町二丁目5-16	41-5811
	芦部保育園	芦部町250	41-1297
	北池田保育園	池田下町1984-1	55-0569
	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘三丁目1-12	54-2500
	北松尾保育園	いぶき野二丁目27-1	54-0438
	鶴山台第一保育園	鶴山台二丁目2-6	44-1771
	くすのき保育園	王子町二丁目8-25	44-9170
☆鶴山台第一保育園は、5歳児クラスのみの受け入れとなります。 ☆芦部保育園は、令和8年度に旧消防本部敷地（一条院町）に移転民営化する予定です。 ☆和泉保育園と国府幼稚園は、令和9年度に現在（R7.2.1）の教育センター敷地（府中町四丁目）に移転統合し、公立認定こども園とする予定です。 ☆北松尾保育園と北松尾幼稚園は、令和8年度に現地で統合し、公立認定こども園とする予定です。			
民間	みなまつ保育園	松尾寺町1525-5	53-3004
	みなまつ保育園（分園）	春木町905-4	53-3058
	夜間保育園 いぶきのほしぞら	いぶき野五丁目5-5	50-4000
【幼保連携型認定こども園】			
民間	あいしゅう幼稚園	王子町1118-59	41-1943
	池上わかばこども園	池上町三丁目14-55	41-1441
	和泉チャイルド幼稚園	王子町二丁目1-52	41-2996
	和泉中央みのり園	池田下町150	56-2300
	いぶきのPreSchool	いぶき野五丁目5-5	50-4000
	上代幼稚園	上代町138-3	41-2153
	Kidsまゆみ	黒鳥町一丁目5-3	45-9815
	クレール保育園	いぶき野五丁目3-7	58-1555
	さいわいこども園	幸二丁目7-44	41-1385
	信太保育園	尾井町二丁目7-4	46-0471
	新光明池幼稚園	伏屋町三丁目5-22	55-2199
	すいせん保育園	今福町二丁目1-1	44-0055
	すいせん府中保育園	府中町七丁目6-15	44-0033
	たつのおか保育園	三林町1273-2	57-2227
	鶴山台国際幼稚園	鶴山台三丁目1-3	43-1888
	鶴山台明德幼稚園	鶴山台一丁目17-1	45-2181
	てらかど保育園	寺門町二丁目7-5	41-3337
	はつがの国際こども園	はつが野五丁目12-1	90-6788
	ひかりGreenWell	光明台三丁目3-1	56-2002
	横山きのみこども園	仏並町358-11	90-2501
【幼稚園型認定こども園】			
民間	和泉緑ヶ丘幼稚園	緑ヶ丘三丁目4-32	53-1261
	光明台幼稚園	光明台三丁目6	56-2661
	双百合幼稚園	唐国町四丁目4-11	54-1770
	ひばり幼稚園	寺田町二丁目2-2	41-4535
【小規模保育事業】			
民間	みのり小規模保育園	池田下町2263-2	57-8600



メ

モ



ココロ
トリコ
イズミ